

令和5年度 奄美市建設工事入札参加資格者格付け基準

1. 工事種別の格付け等級

土木は、A・B・Cの3等級とし、B+を含めて4運用とする。

建築・舗装・水道・下水道は、A・B・Cの3等級とする。

電気・管・解体・設計は、A・Bの2等級とする。

造園・建具・塗装・防水は、格付けを行わない。

2. 格付け等級別業者数及び標準金額

工種	等級	業者数	等級別標準金額
土木	A	13	2,500万円以上
	B+	4	2,000万円以上3,500万円未満
	B	23	1,000万円以上2,500万円未満
	C	33	1,000万円未満
建築	A	14	5,000万円以上
	B	26	1,500万円以上5,000万円未満
	C	25	1,500万円未満
電気	A	8	1,000万円以上
	B	12	1,000万円未満
管	A	8	1,000万円以上
	B	38	1,000万円未満
舗装	A	14	1,000万円以上
	B	18	400万円以上1,000万円未満
	C	18	400万円未満
水道	A	15	2,500万円以上
	B	22	1,000万円以上2,500万円未満
	C	21	1,000万円未満
下水道	A	15	2,500万円以上
	B	29	1,000万円以上2,500万円未満
	C	29	1,000万円未満
解体	A	16	500万円以上
	B	31	500万円未満
設計	A	6	300万円以上
	B	6	300万円未満